

## 審議会等会議録 要約版

審議会等の名称	令和5年度第1回山口市人権施策推進審議会
開催日時	令和5年7月26日（水曜日）10:00～11:00
開催場所	平川地域交流センター 講堂
公開・部分公開の区分	公開
出席者	<審議会委員>井上 昇、上野千恵、金子敬史、島田愛子、武波義明、中手眞弓、西 公男、西山香代子、松原幸恵、柳井敏和 10名（敬称略）
欠席者	小林恵美子、長村淑子、馬場幹雄、増本好夫、山田圭介 5名（敬称略）
事務局	<地域生活部>藤井地域生活部長、山崎部次長 <人権推進課>徳田人権推進課長、吉松人権推進室長、野村副主幹、小下主査 <生活安全課>山本生活安全課長、一村主幹 白松副主幹
議題	犯罪被害者等支援にかかる条例について 山口市パートナーシップ宣誓制度（素案）について
内容	<p>1. 開会 2. 部長挨拶 3. 会長挨拶 4. 議事</p> <p>&lt;議長&gt; それでは、議事の最初「犯罪被害者等支援条例について」でございます。 これについて、生活安全課から説明をお願いします。</p> <p>&lt;生活安全課&gt; 生活安全課でございます。よろしくお願いいたします。 生活安全課からは、「山口市犯罪被害者等支援条例について」の説明をします。 お配りしています資料3「山口市犯罪被害者等支援条例について」を御覧ください。 「犯罪被害者等支援条例」につきましては、前回の審議会におきまして、貴重な御意見を頂戴したところでございます。その後、「山口被害者支援センター」や警察との協議等を経て、条例の素案がまとまりましたので、本日は、その報告をさせていただきます。それでは改めまして、お手元の資料3に沿って御説明します。</p> <p>&lt;生活安全課&gt; &lt;資料3に基づき、「1 山口市犯罪被害者等支援条例（素案）について」では、条例の趣旨、条例の構成や基本理念等を逐条解説し、「2 条例制定に向けたスケジュール」では、パブリックコメントを7月31日（月）まで、意見を受け付けていること、その結果については、8月中旬頃までに市のウェブサイトにて公表の予定であること、その後は、パブリックコメントで寄せられた意見等を踏まえ、必要に応じて条例案の修正等を行い、9月定例市議会へ議案を提出する予定であること、「3 犯罪被害者等見舞金制度について」では、条例制定の取組と並行して、犯罪被害者等への見舞金制度を条例の施行と同時に運用を開始できるよう要綱として制定の準備を進めていること、見舞金の種類や金額</p>

等を説明＞

このほか、現在、犯罪被害者等支援に関する市の施策について、庁内の関係所属との協議・調整を進めており、生活安全課を窓口として、犯罪被害者等に寄り添い、各種相談等にワンストップで対応できる体制を整え、市のウェブサイトやパンフレット等を通じて、広く、分かりやすい情報発信に努めてまいります。

「山口市犯罪被害者等支援条例について」の説明は以上でございます。

<議長>

ありがとうございました。ただ今、生活安全課からの説明がございましたが、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

<A 委員>

ちょっと過程を教えてくださいたいのですが、こういう基本法は、通常、国の責務であるとか、国民の責務であるとか、利用者の責務があるとか、そういう書き方がありますし、通例の法律であればそうされております。それを法律に基づく推進条例なり、支援条例なりに、そういった条例についても同様の書き方がされているのは分かります。それで4条（市の責務）、5条（市民の責務）、6条（事業者の責務）というのが通常の書き方だろうと理解できます。

ところが、7条には、特出しで「学校等の責務」ということを掲げています。これはどういう意図で出されているのかということを確認したいです。

これは一般的に、責務を探っていけばいろいろと出てくると思いますが、それで県内で施行されている条例を見てみると、やはり市なり、市民なり、事業者なりと3つに括られています。これは分かりますが、「学校等の責務」を特出しされている理由と言いますか、昨今の社会の情勢とかそういったものを参考、参酌されているのかなというふうにも思いますが、ここの7条を4条、5条、6条と同じように並べて特出しされている理由について確認をしたいので、御教示いただきたい。

<生活安全課>

御質問ありがとうございます。

第7条学校等の責務についてのお尋ねでございます。

この条文の趣旨としては、未成年である少年が学校等で2次被害を受けることがないように、学校等が配慮するということを努力義務として果すものです。

この学校にかかる条項につきましては、県内の市町でもその多くが設けておられまして、このことにつきましては特に教育委員会にも意見を伺って、最終的にこの条文をどうするか決定したいと考えております。

<A 委員>

わかりました。私もほかの市のものを参考にを見ていまして、たとえば下松市が最近作られています。下松市もこの条例をみて、なるほど、下松市も学校等の責務を入れられているというふうに思っておりましたが、この学校等の責務という条項を入れているところが、全国的にみるとちょっと先取的ですね、気になって確認のため質問しました、ありがとうございました。

<議長>

他に御意見がございますでしょうか。

<B委員>

見舞金の種類ですけれども、性犯罪被害見舞金の額が、それぞれ違うようですがその理由は何でしょうか。

<生活安全課>

先ほどの見舞金の性犯罪被害見舞金の10万円と5万円の差異についてのお尋ねでございます。これにつきましては制度を岩国市、それから防府市にならって制度設計を考えているということが前提となります。

例えば内容といたしましては、不同意わいせつ罪これは刑法176条になりますけれどもそれについては5万円ということで設定しています。一方で刑法第177条の不同意性交等罪、こちらにつきましては10万円ということで、いわゆるわいせつというものよりも性交等罪のほうが法定刑が重いというところを踏まえて、より高額で手厚く対応するという制度設計となっております。

<B委員>

この件に関しては、御本人から申請がしにくいですよ。それで特に学校管理が問題になっていますよね。後から被害にあった事例も出てくることもあります、被害にあった時点で市が把握するというのは難しいのではないのでしょうか。

<生活安全課>

犯罪の把握についてのお尋ねと思いますが、基本的には警察から情報提供をいただく中で、罪種についても提供された情報をもとに判断するようになると思います。極力被害の方に寄り添うスタンスでは考えていますので、御理解を賜りたいと思います。

<議長>

他に御意見、御質問等ございますか。

ないようですので、私から質問よろしいでしょうか。

現在、パブリックコメントを実施中で、まだ今月末までで終わっていないですが、現時点でどういう状況になっているのかということをお伺いしたい。

<生活安全課>

パブリックコメントの意見募集の状況ですが、今日現在の時点で、まだ意見は出ていないという状況です。

<議長>

他はいかがでしょうか。

<意見なし>

今日の議事は確認をということでございますので、後で思い返して何か言うておくことがあればまた御意見いただきたいと思っております。

それでは2番目の議事に進みたいと思います。

2番目の議事の「パートナーシップ宣誓制度要綱（素案）について」です。これについて、事務局から説明をお願いします。

<人権推進課>

それでは説明をします。

まず、前回の審議会からは、性的少数者の方々への理解の促進の進捗状況の説明を求められまして、そのとき、「令和4年度に各市町、自治体、広範囲にアンケート調査を実施し、その集計・分析をしているということ。パートナーシップ宣誓制度については、当事者の方でも意見がいろいろあり、制度をどうするかということについて検討を続けており、山口市にとって望ましい形にしていくということを模索する最中であること。去年は、市議会議員の方々の要請で勉強会を実施し、また市議会のほうでも独自に勉強会をされたこと。また、市長部局でも人権推進指針の課題のひとつであるので、理解促進を進めるため、昨年度は、重点課題のひとつとして、人権学習講座に取り上げたり、「山口市人権ふれあいフェスティバル」にも当事者の方を講師にお招きして講演をしたこと」を説明しました。

その後、今年の4月の終わりに市議会のほうから、要綱によるパートナーシップ宣誓制度の成案に向けた取り組みを始めて欲しいとの申し入れがあり、5月5日には青年会議所が主催された「青空天国憩いの広場」というイベントの中で、山口県内初のレインボーパレードが民間の皆さんによって実施され、大きく報道されました。その月末には山口市の「人権教育・啓発計画」においてパートナーシップ宣誓制度の取り組みを盛り込むことを決め、翌6月定例会市議会におきまして、「人権施策推進審議会や市議会の御意見を伺いながら、また、人口交流が多く、本制度の県内における先行自治体である宇部市との情報共有を図りながら、本制度の成案に向けて取り組む」と答弁をしたところです。

そしてようやく本日の審議会で素案をお示しすることになりました。

ここまでが前回の審議会以降の経過でございます。

それでは、素案について説明しますので、「資料4、5」をお開きください。

<「資料4」及び「資料5」に基づき事務局から説明>

以上で、事務局からの説明を終わります。よろしくお願いいたします。

<議長>

ありがとうございました。ただ今、事務局の人権推進課からの説明がございましたが、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

<C委員>

宣誓制度要綱の概要の1番上の個所の「パートナーシップ宣誓制度」で、「法的拘束力はなく、また、同性婚を推奨できるものでもない」という書き方に、非常に違和感があります。やはり法的に認定するとか、そういうことができないということを行っているだけならば、「推奨」という言葉はこの場合、不適切ではないでしょうか。

<人権推進課>

そこは議論がありました。「推奨」という言葉は適切ではないと思いますので、削除します。

<議長>

他に何か御意見ございますか。

<B 委員>

私も「同性婚を推奨できるものではない」というのは個人的にも、逆に差別を助長するような表現ではないのかと気になりました。

パートナーシップの議論も長らく続いておりますけれども、実際に山口市内に住まれている該当者の方々が審議会に御出席いただいたりしましたが、市としては制度を導入できずに、そのままになっていました。

今回、制度設計に入られるとして、差別をしないと、性別の部分とか、契約機能とか、そういうのが制度の内容の大部分になると思います。

たとえば、住居の賃貸で契約する部分での困難さが、それをパートナーシップ宣誓制度で解消できるのであれば、一刻も早く導入できたらと思うのですが、スケジュール的には早くて来年の4月に施行が有力というご説明でした。

条例にするにしても、要綱にするにしても、例えば山口市がパートナーシップ宣誓制度を制定したあと、山口市のほうから介護施設とか医療機関とか、不動産関係とかにそういうパートナーシップ宣誓制度を利用している方については、家族と同様の扱いをいただきたいというような、協力依頼などをされる予定でしょうか。

<人権推進課>

事業者への強制力はないのですが、御協力はお願いする予定です。

<B 委員>

強制ではないので事業者に対しても自由意思ということですよ。制度を作っても利用されなければそのままということになりそうなのは不安です。

たとえば、各事業者の自由意思ということになりますと、コロナ感染症の分類が5類になりましたが、コロナ感染症の感染拡大と同じような面会の制限や時間の短縮などが各事業所で判断されています。介護施設とか病院のクラスターを心配される気持ちもわかるのですが、コロナによって家族間の思いと介護施設とか医療機関との現状に違いがあることを、この3年間で経験しておりますので、事業者の自由意思に任せることには一抹の不安を感じます。

制度の導入以前の問題として、実際に困っていらっしゃるのであればできるだけ早く、これだけしっかり素案を考えられているのですから、早く導入して欲しいです。

もうひとつ気になりましたのは、現在、制度を導入しているのは県内では宇部市だけです。宇部の要綱と異なって同居していないことを条件とされていること。将来的に山口県内全部でパートナーシップを制定するところまで、かなりまだ日数がかかることでしょう。この条文を山口市だけが掲げた場合、たとえば山口市の方と岩国市の方がパートナーシップの宣誓をされ、それを山口市でされた場合に

山口市では使えるけれども、岩国市では使えないわけです。それについて山口市だけがここまで対象を広げるのはどうなのかなと考えます。それについては、最初から制度の範囲を広げた状況が良いと思われた根拠は何でしょうか。

<人権推進課>

先日7月14日に、当事者団体が山口市に対して要請書を出された中に、同居要件を外してほしいという御要望がありました。実情を伺いますと、まず、パートナーとして出会える確率というのがすごく低く、同一自治体では見つからないこと。また、パートナーが見つかったとしても、それぞれが違うところで生活基盤が出来上がっていたりで、親の介護や仕事とかで、同居が難しい場合もあるとのことでした。

次に、県内自治体で制度のあるところ、ないところがあるということも難しい問題ですが、広島も福岡も同居要件がないものを作っており、その点を、宇部市のお考えも伺いました。宇部市は、お二人がパートナーであるということを客観的に証明するには住所が一緒のほうがわかりやすいという御意見で、それもそうだと思いますが、当事者から同居要件を外してほしいという要請があった以上、ここは同居要件がないほうが良いと判断しました。ただ宇部市がそれで了解されるかは分かりません。まだハードルの高い問題です。

<B委員>

パートナーシップの解消ですけれども、普通は、法律的に一方が離婚をしたいと出ていったとしても、もう一方がしたくないという場合でできない場合があります。そのような場合、パートナーシップ宣誓制度では、一方が解消を希望して、もう一方が解消したくないといった場合はどうなるのでしょうか。

<人権推進課>

今の素案の部分では一方または双方と書いていますので、一方からでも解消の意思があればその意思を受け取るしかないと思っております。また、婚姻届と違い、法的な拘束力はないので、そこは当事者自身に決定権があると思います。

<議長>

先ほど今の御意見の中でできるだけ早くという御意見があったと思うのですが、そのあたりの見通しはいかがでしょうか。

<人権推進課>

先ほどもありましたが、お困りの方があるので、できるだけ早くこういう制度を整えて欲しいとの要望・意見でございました。今、お示しをしておりますスケジュール（資料5）につきまして、4月以降に要綱で制定をしていくという考えです。

審議会での御意見等を踏まえながら今後も進めていくところで、パブリックコメントの期間もございまして、現時点では、このようなスケジュールになっております。只今は、4月に向けてということで考えておりますが、できるだけ早めという形で考えていきたいと思っております。

<議長>

ありがとうございました。他に何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

<C 委員>

要綱による制定ということはよくわかりますので、私も要綱で良いと思うのですが、普通に見たら要綱以外にどういうものがあるかという説明は何も書いていないので、条例ではなく、要綱にするのはこういう理由ですと書かないと、意味がわかりにくいのではと思うのですがいかがでしょう。

<人権推進課>

頭の中で先に「要綱で」という思いがあり、その頭で書いておりますからわかりにくい印象を与えることになったようです。この制度を条例で制定している自治体は、制度をすでに導入した自治体300あまりのうち、わずかです。書き方につきましては、今後、整理したいと思います。

<議長>

他は何かありますか。

<意見なし>

ないようですので、私からよろしいでしょうか。

今後、新しい制度を生み出すようになると思いますが、時期を早めるかどうかは別の問題として、今、要綱は、ある種、条例の条文みたいになっている素案になっています。実際にこれが提出をされ、このまま要綱が公表されるだけでは、市民にとって文章も難しいだろうし、よりこうだとわかりやすい公表の仕方とか、要綱は公表すると同時に、もっと広げていくための模索が必要になっていくのではないのかと思いますが、その点はいかがでしょう。

<人権推進課>

一応、概要版は作りたいですし、制度を説明できるような手引きと言いますか、何ページにもなるようなものではなくて、見やすいなものを作りたいと思っております。

<D 委員>

今の話のように、市民には性的少数、LGBTQ ということへの理解や共感の機会が必要だと思います。また、これからこの制度は、婚姻制度とは違うものなので、その辺がどうなっていくのか。具体的にこの制度によって、このカップルの皆さんはどのように将来への期待ができるのか。また、将来にわたって、安定した暮らしができるのか、人生100年といわれる時代になっておりますから、その中で一人一人が、例えば老後だとか、年金だとか、色々なことをお考えになると思います。その辺がどうなっていくのかなということがあり、だからこそ、まず最初の段階で、市民がしっかりとこの制度を認めてあげようという形での学習会とか、しっかり理解するところのチャンスの場を作って、支えてあげられたらいいなと思っています。

	<p>&lt;人権推進課&gt;      貴重な御意見ありがとうございます。そのように努めていきたいと思いを。</p> <p>&lt;人権推進課&gt;      先ほど、事務局の素案ということで、A案、B案を提示しております。まず、宇部市を手本にしたA案、あと昨今の潮流を取り入れたものとしてB案。つまり、同居要件がなく、自治体の相互利用ができるものということで、2つの案をお示しております。事務局としては、B案で進めたいのですが、それでよろしいのかというところを御確認させていただきたい。</p> <p>&lt;議長&gt;      この件に関して、B案のほうは、まだ確定ではないのですが、同居要件というのをなくしたりとか、自治体間での相互利用とか、そういうのを含めた形での案ということですが、事務局としてはB案の方向で計画をされたいわけですが、それに関して御意見とか御要望とかというのがもしあればお伺いしたいです。</p> <p>&lt;とくに意見・異議等なし&gt;</p> <p>では、よろしいですかね。      細かい修正とかは今後もあり得ると思うのですが、B案の方向で進めていただきたいと思います。</p> <p>その他、事務局からの説明以外で何か御質問等ございますでしょうか。      今日の議題以外のところでの御意見でも結構です。</p> <p>&lt;とくに意見なし&gt;</p> <p>以上で本日の審議事項を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>—以上で会議を終了した。</p>
<p>会議資料</p>	<p>資料1 山口市人権施策推進審議会条例          資料2 山口市人権施策推進審議会会議運営要領          資料3 山口市犯罪被害者等支援条例について          資料4 山口市におけるパートナーシップ宣誓制度要綱（素案）の概要          資料5 今後のスケジュール（案）          資料6 宇部市パートナーシップ宣誓制度要綱          資料7 山口市パートナーシップ宣誓制度要綱（素案）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>地域生活部人権推進課人権推進室          TEL 083-934-2767</p>